

JQA GLOBALG. A. P. 認証登録規則

第3版 改訂：2024年 1月 22日 発効：2024年 1月 22日

一般財団法人 日本品質保証機構

マネジメントシステム部門

JQA

【はじめに】

本規則は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「JQA」という）が運営する JQA GLOBALG. A. P. 認証登録制度（以下「認証登録制度」という）の詳細を規定するものである。

【GLOBALG. A. P. 認証取得に向けて】

- ・GLOBALG. A. P. が発行する「SUBLICENSE AND CERTIFICATION AGREEMENT」（サブライセンスおよび認証の契約）の内容を理解し、それに準じる必要があります。
- ・GLOBALG. A. P. 審査の申込みにあたり発生した費用を支払うことで、認証登録を保証するものではありません。
- ・認証登録情報は、「Data Access Rules」に基づきGLOBALG. A. P. IT システムにて公開されます。

【適用範囲】

本規則は、認証登録制度により認証を希望する農場（以下「受審農場」という）および第7項に基づき認証された農場（以下「登録農場」という）の下記対象規格に対する適合性認証登録について適用する。

なお、受審農場および登録農場（以下「受審・登録農場」という）は、登録活動範囲に関連農場並びに関連組織が含まれる場合も、当該関連農場並びに関連組織が認証登録契約書等および本規則の適用を受けることについて責任を持つ。

本規則の拠り所となる認定基準等は「参照基準」に示す。なお、本規則以外にFoodPLUS GmbH（以下「FoodPLUS」という）が発行するGLOBALG. A. P. 認証に係るその他の文書（一般規則、チェックリスト、特別法規、技術文書等）も含め認証対象規格に関する認定基準等の最新版に従う。

【対象規格】

対象規格	認定機関等 *1
GLOBALG. A. P. Version 5.2 【青果物】 GLOBALG. A. P. Version 6.0 【青果物】	公益財団法人 日本適合性認定協会（JAB） FoodPLUS GmbH

*1 : 認定機関等とはJQAが認証登録制度を運営することを認定、承認している機関をいう。

【対象認証オプション】

対象オプション名	対象組織
オプション1 - 個別認証	個別生産者が認証する場合
オプション1 - QMS を伴わないマルチサイト	個別生産者または1つの組織が、別々の法人として機能しない複数の生産サイトを所有している場合
オプション1 - QMS を伴うマルチサイト *2	個別生産者または1つの組織で、別々の法人として機能しないが、QMS で管理された複数の生産サイトを所有している場合
オプション2 *2	生産者グループがグループ認証する場合

*2 : オプション1（QMS を伴うマルチサイト）、およびオプション2については、認証対象規格のサービス外とする。

【 参照基準 】

《GLOBALG. A. P. Version 5.2》

GLOBALG. A. P.	一般規則	パート1 - 一般要求事項	Version 5.2	
GLOBALG. A. P.	一般規則	パート2 - 品質マネジメントシステムの規則	Version 5.2	*3
GLOBALG. A. P.	一般規則	パート3 - 認証機関および認定に関する規則	Version 5.2	
GLOBALG. A. P.	一般規則	作物規則	Version 5.2	
総合農場認証	全農場基本 - 農作物基本 - 青果物		Version 5.2	

*3：オプション1（QMSを伴うマルチサイト）、およびオプション2で利用する規格のため、参照対象外とする。

《 GLOBALG. A. P. Version 6.0 》

GLOBALG. A. P. General Regulations Rules for Plants Scope	
GLOBALG. A. P. General Regulations Rules for Individual Producers	
GLOBALG. A. P. General Regulations Rules for Parallel Ownership	
GLOBALG. A. P. General Regulations Rules for Producer Groups and Multisite Producers with QMS	*3
GLOBALG. A. P. General Regulations Rules for Certification Bodies	
GLOBALG. A. P. Registration Data Requirements	
GLOBALG. A. P. Certification Body Sanction Catalog	
GLOBALG. A. P. Full Remote - List of auditable add-ons	*4
GLOBALG. A. P. Full Remote	*4
Audit Online Hub Upload Rules	

*3：オプション1（QMSを伴うマルチサイト）、およびオプション2で利用する規格のため、参照対象外とする。

*4：リモート審査は実施しないため、参照対象外とする。

《 共通 》

適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項（ISO/IEC 17065（JIS Q 17065））
「認定の基準」についての分野別指針 -GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物-（GLOBALG. A. P. -（JAB PD370:2023））
製品認証機関に対する認定の手順 等（JAB PD200 等）
認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF基準文書（IAF MD4:2-22）

《 目 次 》

1.	認証登録の申込み.....	5
2.	申込み内容の確認.....	5
3.	審査場所・審査報告等および審査チーム.....	5
4.	安全の確保等.....	6
5.	初回審査.....	7
6.	登録の判定.....	7
7.	登録.....	8
8.	登録情報等の公表.....	8
9.	更新審査.....	8
10.	変更審査・移行審査等.....	8
11.	抜き打ち審査.....	9
12.	登録の一時停止および解除.....	9
13.	登録の取消し、登録活動範囲の縮小、および登録の取下げ.....	9
14.	苦情・異議申立て.....	10
15.	認定機関等の立会いおよび書類等の閲覧等.....	10
16.	調査の依頼、受審・登録農場からの報告.....	10
17.	審査料金等.....	11
18.	他認証機関からの登録の切替え.....	11
19.	規則の改訂等.....	11
20.	認証に係る公表.....	11
付則 1	登録申込みを受理しない事由.....	12
付則 2	登録一時停止の事由.....	12
付則 3	登録取消しの事由.....	12

1. 認証登録の申込み

- 1.1 認証登録の申込みの際して、受審農場は所定の申込書（以下「申込書類」という）を提出する。また、新規の認証登録の申込みの際しては、JQA との間で認証登録に関する契約、FoodPLUS との間で認証登録に関する契約、および必要に応じてその他の契約（以下「認証登録契約等」という）を締結する。
- 1.2 JQA は、申込みの受理に先立って、第2項による申込み内容の確認を行う。
- 1.3 受理した認証登録の申込みについては、申込み手続き完了に係る通知を受審農場に送付する。
- 1.4 受審農場において付則第1項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQA の任意の判断で受審農場の認証登録の申込みを受理しないこと、また一旦受理した認証登録の申込みについてもその受理の取消しをすることができる。
- 1.5 **すでに認証された登録農場の登録内容変更の申込みについては、第1.4項を準用する。**

2. 申込み内容の確認

- 2.1 JQA は初回審査、または更新審査の申込みの受理に際し、申込書類の記載内容に基づき下記事項を確認する。主な確認事項は下記による。
 - 2.1.1 審査・認証の種類
 - 2.1.2 審査のタイミング
 - 2.1.3 審査希望時期
 - 2.1.4 指導者名
 - 2.1.5 適合性を審査する基準
 - 2.1.6 審査を受ける農場の基本情報
 - 2.1.7 生産物情報
 - 2.1.8 並行生産、並行所有の情報
 - 2.1.9 圃場情報（年間生産面積を含む）
 - 2.1.10 生産物取り扱い単位の基本情報
 - 2.1.11 労働者に関する基本情報
 - 2.1.12 審査員の農場入場の条件に関する情報
 - 2.1.13 外部委託先の情報
 - 2.1.14 内部監査の是正処置完了に対する確認記録
 - 2.1.15 組織図
- 2.2 JQA は申し込みの受理後、GLOBALG. A. P. データベースへの登録・更新を行う。
- 2.3 **初回登録の場合、JQA は受審農場の基本情報を GLOBALG. A. P. データベースに登録し、GLOBALG. A. P. 番号（以下「GGN」という）を取得する。JQA は取得した GGN をデータベース登録から 28 暦日以内に、受審農場に通知する。**
- 2.4 生産サイトが法人を変更する場合、認証はある法人から別の法人に移行できない。この場合には、更新審査の規則に従った完全な審査が必要となり、新しい GGN を取得し、新しい法人に提供する。

3. 審査場所・審査報告等および審査チーム

- 3.1 JQA は審査のために受審・登録農場を訪問し、認証登録に必要な施設に立ち入り、農業生産工程管理状況の検証およびその文書・記録等の確認を行う。受審・登録農場は JQA と協議の上、そのために必要な便宜を図る。

NOTE 審査に必要な情報の開示および審査に必要な圃場・施設への立入りについて、受審・登録農場の了解が得られない場合には、認証登録手続きを中断することがある。
- 3.2 受審・登録農場は、受審・登録農場に係る当該 GLOBALG. A. P. 規格または他の規準文書に従って、苦情・外部コミュニケーションおよびこれらに対する是正処置等の記録を保管する。
- 3.3 JQA は審査報告書を作成し、その写しを受審・登録農場に提出する。不順守（改善指摘事項）が検出された場合、クロージングミーティングで不順守内容を説明の上、改善指摘報告書を作成し、それを審査

報告書の一部に含める。

- 3.4 審査報告書の著作権は JQA が保有する。受審・登録農場は、審査報告書を複写することができ、また、これを受審・登録農場の顧客等へ開示することができる。なお、顧客等へ開示する場合、審査報告書の全ての頁をもれなく開示しなければならない。
- 3.5 JQA の審査員は、JQA が審査員として認定し登録した者であり、JQA の所属員の他、JQA が審査に係る業務委託契約を締結した法人、組織および個人の審査員（以下「外部審査員」という）から構成される。JQA は、必要に応じて外部審査員に審査業務を委託することができる。
- 3.6 JQA は審査のために、次の役割と責任を持った者による審査チームを編成することができる。また、第 3.7 項のオブザーバを含め、JQA は編成した審査チーム員の氏名等の情報について、事前に受審・登録農場に通知し同意を得なくてはならない。
 - 3.6.1 審査チームリーダー
 - 3.6.1.1 審査に関する受審・登録農場との連絡窓口
 - 3.6.1.2 審査計画書の作成と、計画に基づく審査の実施
 - 3.6.1.3 審査チームメンバーの指揮
 - 3.6.1.4 審査報告書の作成
 - 3.6.1.5 審査結果の JQA への報告
 - 3.6.2 審査チームメンバー
審査計画書に基づく審査の実施
 - 3.6.3 技術専門家（SP）
審査チームに特定の知識または専門的技術を提供する者
- 3.7 JQA は、審査のオブザーバ（審査を実施しない者）として、審査員以外に、下記の者を審査に同行させることがある。
 - 3.7.1 認定機関等の認定審査員：JQA の審査が、各種認定基準等に適合しているか審査する
 - 3.7.2 JQA の監査員：JQA 審査チームが、JQA 手順に基づいて適切な審査を行っているか監査する
 - 3.7.3 通訳：適宜、必要な通訳を実施する
 - 3.7.4 その他、JQA が指定した者

NOTE 第 3.7.4 項は受審・登録農場の了解を前提とする。
- 3.8 受審・登録農場のコンサルタント（指導員）および受審・登録農場のオブザーバは審査に同席することはできるが審査員が認めない限り発言はできない。なお、JQA が審査進行に支障があると判断した場合、退席を求めることがある。

NOTE 本規則においてコンサルタントとは、JIS Q 17065（適合性評価—製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項）に定義されるコンサルティングを行う者をいう。コンサルティングは次のいずれかに関与することである。

 - a) 認証された又は申請された製品の、設計、製造、据付け、保守又は流通。
 - b) 認証された又は申請されたプロセスの、設計、実施、運用又は維持。
 - c) 認証された又は申請されたサービスの、設計、実施、提供又は維持。

注記 この規格では、“コンサルティング”という用語は、認証機関、認証機関の要員、認証機関に関連する組織、及び認証機関にリンクされた組織の活動に関連して用いられる。

NOTE 本規則において、受審・登録農場のオブザーバとは、受審・登録農場に含まれていない要員を指す。
- 3.9 審査で用いる言語は、原則として日本語とする。

NOTE 日本語以外で審査を行う場合は、通訳を伴うため、審査工数が増加する場合がある。

4. 安全の確保等

- 4.1 受審・登録農場は、審査において JQA の審査員および第 3.6 項および第 3.7 項に定める技術専門家等の審査同行者（以下「審査員等」という）が立入る可能性のある場所について、安全の確保および立入り禁止場所の指示を行う。なお、専ら審査員等の不注意による場合を除き、審査員等が何らかの危害・損害を受けた場合には、JQA は受審・登録農場に対してそれにより JQA が被った損害の賠償を求めることができる。

- 4.2 受審・登録農場が審査員等の故意または過失により損害を被った場合は、受審・登録農場は JQA に対してその損害の賠償を求めることができる。

5. 初回審査

- 5.1 第5.5項によりあらかじめ作成した審査計画に基づき、初回審査を実施する。

なお、受審農場が下記の状態にあり、その状態が解消または解除されていない場合、受審農場との協議を経て認証登録手続を一時延期または中止することができる。

- 5.1.1 法規上の摘発を受けたり、調査対象とされたりしている場合。

- 5.1.2 当局より納入業者指名停止・営業停止等の処分を受けている場合。

- 5.1.3 認証対象の事業に係る許認可が取得できていない場合。

- 5.1.4 重大な事故等の発生により操業不能の状態にある、または当局より操業停止命令を受けている場合。

- 5.1.5 官公庁等が、安全上の措置から受審農場の所在地またはその周辺を立入禁止区域に指定した場合。

5.2 審査の方式

審査には、受審農場の構造に基づき以下の審査がある。

- 5.2.1 オプション 1（単一サイトおよび QMS を伴わないマルチサイト）

QMS の実施なしで運営されている単一の生産サイトまたは複数の生産サイトを持つ、単一の法人（個別生産者または企業）を対象とした審査。

審査は受審農場ごとに、初回審査、更新審査の1年サイクルで実施する。また、必要な場合は追加審査（不順守事項の検証）、抜き打ち審査を実施する。各審査の目的、条件、期日、頻度については本規則および一般規則に基づき実施する。

5.3 初回審査

初回審査は、認証を受けようとする農場が最初に受ける審査である。この審査により、農場が認証の基準を満たす運営体制を有し、かつ実施しているかを評価する。初回審査では、申込書類に記載のある全生産物の各生産プロセスについて、該当するすべての管理点について確認する。

- 5.3.1 初回審査の日程申込みは、申込書類により申込む。

- 5.3.2 審査は、別途定めた工数により行う。

- 5.3.3 第5.3.1項の日程は、その実施の原則1ヶ月前までに調整し決定する。

- 5.3.4 受審農場は、正当な事由があれば審査チームメンバーの変更を要求できる。

5.4 事前の準備状況確認

JQA は受審農場の情報に基づき、審査を実施するか否かを決定する。

5.5 審査計画

審査チームリーダーは、審査時間、審査場所および各審査員の割当て等を記した審査計画を作成し、受審農場に送付し合意を得る。

5.6 不順守事項への対応

- 5.6.1 不順守事項が検出された場合、受審農場は是正処置報告書を審査終了日から28日以内に提出し、JQA の同意を得る。

- 5.6.2 不順守事項の原因が3か月以内に解決されない場合、認証書（付属書を含む。以下同じ。）は発行されず、再審査となる。

- 5.6.3 JQA は次回の更新審査時に、是正処置の実施状況を確認する。

6. 登録の判定

認証判定は、審査チームの結論の妥当性および審査プロセスの適切性等をレビューし、以下の適合性確認結果に基づき登録の可否を判定する。

登録の判定は審査終了後もしくは是正があった場合、是正処置報告書の受領後の28日以内に行う。

- ・上位の義務：該当するすべての上位の義務、および QMS の管理点に100%適合することが必要。
- ・下位の義務：適用されるすべての下位の義務の管理点に95%適合することが必要。

7. 登録

登録可と判定された場合、GLOBALG. A. P. データベースに登録されている受審農場のステータスを「認証済み」に更新した後、原則、登録日から1年後の応当日の前日を有効期限とした認証書を受審農場に対し発行する。

8. 登録情報等の公表

JQA は登録農場の登録情報（認証書に記載されている登録内容）その他必要な情報（以下「登録情報等」という）をFoodPLUSへ提供する。それらの情報はGLOBALG. A. P. のDatabase (<https://www.globalgap.org/ja>)にて公表される。

9. 更新審査

9.1 初回審査または前回の更新審査から今回の更新審査までの間、登録農場が継続して認証の基準を満たす運営ができてきているかを評価するとともに、認証の有効期間内の活動を総合的に評価する。更新審査では、承認された全生産物の各生産プロセスに該当する管理点がすべて検証される。

9.1.1 更新審査の結果、有効期限までに第6項のレビューに基づき適合性が確認された場合は、登録を更新し、更新された認証書を発行する。認証書の有効期限は、原則、旧認証書の有効期限の1年後の応当日とする。

9.1.2 更新審査は有効期限の4か月前から実施できる。妥当な理由がある場合には、有効期限の4か月後まで延長することができる。

9.1.3 更新審査の審査日程は、原則として1ヶ月前までに調整し決定する。

9.1.4 登録農場が第5.1項に定める事項の一つにでも該当する場合は、審査実施を一時延期することができる。

9.1.5 登録農場は更新された認証書を入手した時点で、農場内や第三者から旧認証書の内容が、現在も有効であるとの誤解を招かない措置（廃棄処分等）を行う。

9.2 不順守事項への対応

9.2.1 不順守事項が検出された場合、登録農場は是正処置報告書を審査終了日から28日以内に提出し、JQAの同意を得る。

9.2.2 JQAは、次回審査時に是正処置の実施状況を確認する。

10. 変更審査・移行審査等

10.1 認証登録後、GLOBALG.A.P.データベースに登録されている内容に変更（適用規格の変更、品目の変更、農場の変更、農場名称・所在地等の変更等）があった場合、または業務内容の大幅な変更があった場合には、登録農場は申込書類を遅滞なく提出し、JQAは第1項を準用して受理の手続きを行う。

10.2 申込みを受理した場合、JQAは一般規則に基づき、変更された事項について認証の基準を満たす運営ができていないことの確認を行う。JQAは確認のため変更審査・移行審査を行うことがある。登録農場が第5.1項に定める事項の一つにでも該当する場合は、JQAは審査の実施を一時延期することができる。

10.3 変更審査・移行審査は以下に従い行う。

10.3.1 変更審査・移行審査は更新審査と併せて実施することができる。なお、単独で実施する場合は原則1ヶ月前までに審査日程を調整し決定する。また、移行審査については、FoodPLUSが定めた移行期限内に移行が完了しない場合、登録は無効となる。

10.3.2 事前に準備状況を確認し、審査を実施するか否かを決定する。

10.3.3 書面による確認のみで登録内容の変更を可とJQAが判断した場合は、文書審査を行い、レビュー・判定にて妥当と判断され次第、GLOBALG.A.P.データベースの登録内容を変更する。

10.3.4 軽微な不順守事項または重大な不順守事項が検出された場合は、第5.6項に基づき手続きを行う。

11. 抜き打ち審査

- 11.1 JQAは、登録農場に抜き打ち審査について説明し、登録農場は抜き打ち審査を実施することに合意する。
- 11.2 審査対象となる登録農場は、地理、法令、農作物の種類、適合履歴などの要因に基づきリスク評価を行った上で決定する。
- 11.3 JQAは、抜き打ち審査の実施に合意した登録農場に対し、審査可能期間の中で抜き打ち審査の対応不可日（最大15日）を事前に確認する。（他団体による二者監査等への対応、責任者など主要な従業員が不在、候補日に圃場に対象品目が存在しない、農場における土日・祝日以外の休日など）
- 11.4 審査対応不可日を鑑み審査日を決定し、抜き打ち審査の実施前48時間以内に審査日を連絡する。登録農場は、提示された審査日を受け入れることができない正当な理由がある場合、抜き打ち審査の実施日を1回のみ変更することができる。（責任者の入院（病欠）、他団体による抜き打ち審査、緊急事態の発令、交通機関の麻痺などの突発的な事由。正当化の客観的な証拠が必要となる。）
実施日を変更した抜き打ち審査にも対応できない場合、全生産物について一時停止となる。
一時停止後、改めて計画された抜き打ち審査を実施することにより、一時停止を解除できる。
- 11.5 抜き打ち審査の実施にあたり、登録農場は前回審査の適用範囲に変更がない場合、申込書類を提出する必要はなく、JQAは前回審査の結果を考慮して審査計画を立案する。審査計画は事前に登録農場に通知しない。
- 11.6 認証機関の切替えにおける更新審査において、認証範囲の全生産物に関する収穫を確認できていない場合、JQAは、12ヶ月以内に抜き打ち審査を実施し、これを確認する。

12. 登録の一時停止および解除

- 12.1 登録農場において付則第2項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQAは認証判定を行い、期限を定めて登録農場の登録を一時停止することができる。また、以下の場合、JQAは登録を一時停止し、是正処置を講じるよう勧告する。この場合是正期限は原則として12ヶ月以内とする。JQAは登録の一時停止を判断するために現地での審査を実施することができる。
 - 12.1.1 農場のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、登録農場が適切な是正処置を取る意思がない場合、または28日以上放置されていることが確認された場合。
 - 12.1.2 登録農場が、審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合。
 - 12.1.3 その他、登録農場がGLOBALG. A. P.の認証にふさわしくない行為を行ったと判断された場合。
- 12.2 登録農場の登録の一時停止を行った場合、登録農場は認証書をJQAに一時返却し、JQA GLOBALG. A. P.登録マーク（以下「JQA登録マーク」という）および認定機関等のマーク（GLOBALG. A. P.の商標、QRコード、ロゴを含む。以下同じ。）の使用を停止する。また、ライセンス/認証書、または認証を一時停止された生産物に対してGLOBALG. A. P.に紐づくその他の文書を使用できない。
- 12.3 登録の一時停止の解除
登録農場より書面にて登録の一時停止解除の申し出があった場合、JQAは必要に応じて現地審査を実施し、登録の一時停止の事由となった不順守事項等（以下「一時停止事由」という）が是正されているか否かを確認し、認証判定を行い解除の可否を判定する。
- 12.4 認証判定において登録の一時停止解除が相当と判定した場合は、JQAは登録農場に登録の一時停止の解除を通知し、一時回収していた認証書を再交付するとともに登録状況の公表を行う。

13. 登録の取消し、登録活動範囲の縮小、および登録の取下げ

- 13.1 登録農場において付則第3項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQAは認証判定において登録農場の登録を取り消すことができる。また、以下の場合、JQAは是正勧告をせずに登録を即時に取り消すことができる。JQAは登録の取り消しを判断するために現地での審査を実施することができる。
 - 13.1.1 登録農場が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けたとき、

- もしくはそれに準ずる事由の発生した場合。
- 13.1.2 審査を担当した審査員と農場との間に不適切な関係（利益相反関係等）があることが判明し、審査結果が信頼できないと判断された場合。
 - 13.1.3 JQA が適切に次回の審査申込みを促したにも関わらず、登録農場から審査の申込みまたは意思表示がなく（他の認証機関に認証が移転された場合は除く）、定められた審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合。有効期限を過ぎている場合には、登録の取消しとなる。
 - 13.2 登録農場は、書面にて JQA に通知することにより、登録の取下げを行うことができる。
 - 13.3 登録の取消しおよび登録の取下げに該当した登録農場は、認証書を JQA に返却し、JQA 登録マークおよび認定機関等のマークの使用を速やかに中止する。
 - 13.4 登録活動範囲の縮小に該当した登録農場は、登録を公表している場合、速やかに縮小された登録活動範囲での公表に変更する。
 - 13.5 登録を取り消された農場は、取消しの日から 12 ヶ月以内に、新規の認証を申請することはできない。

14. 苦情・異議申立て

- 14.1 受審・登録農場は、認証登録に係る判定結果等、JQA が行う認証登録およびその決定に対して不服がある場合は、苦情または異議申立てを行うことができる。
- 14.2 苦情または異議申立ては、その事由が発生した日より 45 日以内に文書により行うことができる。
- 14.3 JQA は、必要な調査を行い、申立ての受理日より原則 1 ヶ月以内に調査結果を文書により回答する。
- 14.4 第 14.3 項による調査結果に対して更に不服のある場合、受審・登録農場は、改めて審議を要請することができる。JQA は、申立てを審査するための委員会等を設置し、申立ての受理日から 3 ヶ月以内に審議結果を文書により回答する。
- 14.5 JQA が苦情または異議申し立てに対して十分な対応を行わなかった場合、受審・登録農場は、GLOBALG. A. P. の WEB サイト (https://www.globalgap.org/uk_en/contact) より GLOBALG. A. P. 事務局に申告することができる。

15. 認定機関等の立会いおよび書類等の閲覧等

- 15.1 受審・登録農場は、認定機関等が JQA の認定を継続する目的等のため、受審・登録農場の各審査への立会い、または受審・登録農場の認証登録に関する書類、記録等の閲覧を申し出た場合は、これらの申し出に同意する。
- 15.2 受審・登録農場は、この他にも認定機関等が認定活動のための協力等を申し出た場合は、認定機関等が正当と認める理由がある場合を除きこの申し出に同意する。
- 15.3 JQA は、一般規則に基づき下記の事項について FoodPLUS に報告する。また、これらの記録について認定機関等が閲覧することがある。
 - 15.3.1 申込書類、審査報告書および認証書の内容
 - 15.3.2 認証された農場の登録内容
 - 15.3.3 抜き打ち審査・現地審査の内容
 - 15.3.4 食品安全に関する重大な不順守、重大な食品安全法違反およびすべての商品回収および起訴の内容
 - 15.3.5 この他、一般規則で定められた FoodPLUS への報告事項

16. 調査の依頼、受審・登録農場からの報告

- 16.1 第三者から、受審・登録農場の農業生産工程管理に係ると主張する苦情等があった場合、受審・登録農場に対し、調査依頼を行うことができる。
- 16.2 受審・登録農場は、JQA の依頼に対し、関連する情報の提供等、適切な回答を行う。
- 16.3 受審・登録農場に第 5.1 項に定める事項もしくは法的地位の変更等マネジメントシステムの能力に影響を与える事項があった場合または受審・登録農場が会社更生法、民事再生法、特定調停法もしくはその他類似の法の適用手続きに入った場合、受審・登録農場は JQA に速やかに通知する。
- 16.4 受審・登録農場は、食品安全に関する重大な不順守、重大な食品安全法違反およびすべての商品回収

および起訴について JQA に報告する。

17. 審査料金等

- 17.1 JQA は「JQA GLOBALG. A. P. 認証登録料金表」の最新版（以下「料金表」という）に基づく審査関連手数料、登録関連手数料等（以下「審査料金等」という）を、それぞれ所定の時期に請求し、受審・登録農場は請求書発行日より 1 ヶ月以内に請求書に記した支払方法にて支払う。なお、JQA は一度受領した審査料金等は返却しない。
- 17.2 JQA は、申込みを受けた農場に対し、FoodPLUS が定める認証農場登録料を請求する。
- 17.3 料金表の改定を行った場合は、その発効日とともに速やかに受審・登録農場に通知する。
- 17.4 第 17.1 項に定める支払いが、その期限までに所定の方法にて行われなかった場合は、受審・登録農場のそれ以降の審査を行わないことがある。また、その場合、所定の手続きを経て登録申込みの受理の取消し、登録の一時停止、または登録の取消しを行うことができる。
- 17.5 第 17.1 項に定める支払いをその期限までに所定の方法にて行わなかった、または会社更生法、民事再生法、特定調停法もしくはその他類似の法の適用手続きに入った受審・登録農場に対し、審査料金等を前受金にて請求することができる。

18. 他認証機関からの登録の切替え

- 18.1 他認証機関にて登録されている農場が有効期限内に JQA に登録の切替えを希望する場合、JQA は第 9 項に定める更新審査を行う。
- 18.2 登録の切替えを希望する農場は、JQA に登録の切替え前の認証機関が発行した認証書、不順守項目一覧および審査報告書類一式の写しを提出する。また、JQA から他認証機関への登録の切替えを希望する登録農場は、JQA に登録を継続しない旨を通知し、当該記録を登録の切替え先となる他認証機関に提出する。
- 18.3 農場は、同一品目について同時に複数の認証機関から審査を受け、認証を得てはならない。

19. 規則の改訂等

- 19.1 JQA は、本規則を適宜変更することがあり、その際は、速やかにその内容と JQA が定めた発効日を JQA のホームページ (<http://www.jqa.jp>) に掲載することにより受審・登録農場に通知する。
- 19.2 本規則の定めが、認証登録契約等の定めと相違する場合は、認証登録契約等を優先する。

20. 認証に係る公表

- 20.1 登録農場は、GLOBALG. A. P. 事務局から GLOBALG. A. P. のロゴを入手することができる。登録農場が GLOBALG. A. P. の商標、QR コード、ロゴを表示・使用する際には、一般規則に従う。
- 20.2 登録農場が登録の公表を行う場合は、認証書に記載された認証範囲で公表することとし、不正確な言及、または誤解を招く、もしくは認証範囲を逸脱すると考えられる公表は行ってはならない。また、認証書を公表する場合には付属書を含む認証書のすべてを記載内容が判別できる大きさと公表する。また、認証書の写しを他者に提供する場合には、付属書を含む認証書のすべてを提供しなければならない。
- 20.3 JQA は JQA 登録マークおよび認定機関等のマーク等の認証に係る公表の状況を確認し基準文書に反する使用または誤解を招く使用が判明した場合、当該マークの使用の一時停止、是正処置の依頼等の処置をとる。

付則 1 登録申込みを受理しない事由

- (1) 登録申込みにおける記載内容に虚偽の事項または事実に反する重大な事項があった場合。
- (2) 認証登録手続き中、受審農場が JQA に提供した情報に虚偽の事項または事実に反する重大な事項があった場合。
- (3) 登録申込みが、JQA による技術的な対応が極めて困難なものであった場合。
- (4) 登録申込みが、受審農場またはその他の第三者により誤用または悪用される恐れのある分野であった場合。
- (5) 登録申込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他 JQA の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある農場等からの申込みに該当し、登録を行うことが公益または JQA の正常な業務遂行に支障を来すと JQA が判断した場合。
- (6) 受審農場が活動実体のない農場であった場合。
- (7) 登録申込みが本規則に従っていないものであった場合。
- (8) 受審農場が銀行取引停止処分を受けた場合、会社法による会社解散や私的会社整理が開始された場合、破産法に基づく破産手続き開始の申立てを行った場合または特別清算手続きが開始された場合等。また、受審農場が会社更生法、民事再生法、特定調停法またはその他類似の法の適用手続きに入った場合において受審農場と JQA が別途協議し、JQA の判断により審査不能または困難とされた場合。
- (9) JQA による登録申込み受理後 1 年以上経過したにもかかわらず、相当な理由がなく受審農場が初回審査の日程申込みを行わない場合。また、第 2 項の初回審査前の確認を行ってから 1 年以上経過したにもかかわらず、相当な理由がなくその後受審農場が初回審査の日程申込みを行わない場合。
- (10) 登録の申込みの受理を不適切と JQA が判断した場合。
- (11) その他受審農場が認証登録契約等または本規則に違反した場合。

付則 2 登録一時停止の事由

- (1) 不順守事項に対し、所定の期限内に是正処置報告書が正当な理由なく JQA に提出されなかった場合。
- (2) 不順守事項に対し、JQA が同意した登録農場の是正処置が正当な理由なく実施されていない場合。
- (3) 更新審査を正当な理由なく定められた期間内に受審しなかった場合。
- (4) 認証書、JQA 登録マークおよび認定機関等のマークの使用規定に反する使用が故意に行われていた場合。
- (5) 重大な事故、または当局の操業停止命令等により登録農場の農業生産工程管理の全部または一部が機能しない状態が 2 ヶ月以上継続したか、または継続すると考えられる場合。
- (6) 登録農場に適用される業法等に違反した場合。
- (7) 登録農場の農業生産工程管理の有効性に重大な疑義が生じた場合。
- (8) 登録農場が本規則に違反した場合。
- (9) 登録農場が、所定の手続きを経たにもかかわらず、第 17 項に定める審査料金等を支払わなかった場合。
- (10) 登録農場より書面にて登録の一時停止の申し出があった場合。
- (11) その他上記各項に準じ JQA が登録の一時停止が相当と判断した場合。

付則 3 登録取消しの事由

- (1) 登録の一時停止事由が JQA の定める期間内に解消しなかった場合。
- (2) 登録申込みにおける記載内容に虚偽の事項または事実に反する重大な事項があった場合。
- (3) 認証登録手続き中、登録農場が JQA に提供した情報に虚偽の事項または事実に反する重大な事項があった場合。
- (4) 登録農場の業務・活動において、認証登録制度の趣旨に反し、登録の結果が悪用、誤用されたり公益に反したり、もしくはその恐れがあることが判明した場合、または登録農場が違法行為、公序良俗違反行為、反社会的行為その他 JQA の正常な業務遂行に支障を来す行為を行い、もしくはその恐れがあることが判明した場合等、登録の取消しが相当と JQA が判断した場合。
- (5) 登録農場が銀行取引停止処分を受けた場合、会社法による会社解散や私的会社整理が開始された場合、破産法に基づく破産手続き開始の申立てを行った場合、または特別清算手続きが開始された場合等。
- (6) 登録農場が認証登録契約等に違反した場合。
- (7) その他上記各項に準じ JQA が登録の取消しが相当と判断した場合。

NOTE 登録農場から虚偽の情報提供や説明等があった場合、JQA は認証の判定に重大な影響を与えるかを考慮した上で、登録取消しの要否を判断する。

改訂記録

版数	改訂日 発効日	改訂概要
1	2021/ 4/ 1 2021/ 4/ 1	新規制定
2	2021/ 7/20 2021/ 7/20	<ul style="list-style-type: none">・対象認証オプションの修正（適用範囲、第 5. 2 項）・生産サイトの法人変更時の手続きを明記（第 2. 4 項）・他機関からの移管ルールの明確化（第 10. 6 項）・異議申立ての手法を明確化（第 13 項）
3	2024/ 1/22 2024/ 1/22	<ul style="list-style-type: none">・GLOBALG. A. P. Ver 6. 0 への対応・GLOBALG. A. P. 認証取得に向けた、前提条件を明示・参照基準を明記

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

禁無断転載

(シ本-4300-3)